

事 務 連 絡
平成30年7月10日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う
児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴い、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成30年7月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）に基づき、多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設等については、他施設等からの職員の応援派遣について調整をお願いしているところです。

これにより、派遣元の施設等において、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとしますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害支援室障害児支援係

電話 03-5253-1111(内3102)

FAX 03-3502-0892

メール shougajishien@mhlw.go.jp